

温室効果ガス排出量可視化支援事業委託プロポーザル実施要領

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

温室効果ガス排出量可視化支援事業委託

(2) 業務目的および業務内容

別紙「温室効果ガス排出量可視化支援事業委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 予定価格

10,000,000 円（消費税および地方消費税を含む）

3. 参加者

公募

4. 参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ② 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- ④ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者またはその者が代表構成員となった共同企業体（JV）であること。

（営業種目）

大分類：「役務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、このプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムおよび滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

5. 説明会

下記のとおり実施する。

(1) 開催予定日時

令和8年4月9日（木）10時00分～（40分程度）

(2) 開催方法

Zoomによるオンライン開催を予定

(3) 開催内容

県から、当業務についての考え方および期待する事項を説明するとともに、業務内容に関する質問を受け付ける。時間配分の予定は次のとおり。

県からプロポーザルや業務についての説明： 20分程度
質疑応答： 20分程度

(4) 説明会への参加

参加を希望する場合は、令和8年4月8日（水）15時までに、下記11に示す当課メールアドレスあてに、①社名・団体名、②担当者名、③当プロポーザル説明会への参加を希望する旨、④ミーティングID送付先のメールアドレスを記載した電子メールを送付すること（電話にて受信の確認を行うこと）。

なお、説明会への参加は必須とはしない。ただし、説明会に出席しなかったことでプロポーザル参加者が被る不利益について、県は一切の責めを負わない。

6. 質問の受付および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

「温室効果ガス排出量可視化支援事業に係る質問票」と表記した文書（様式は任意）により、持参、電子メールのいずれかの方法で下記11に示す場所へ提出すること。なお、電子メールによる場合は電話にて受信の確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和8年4月10日（金）17時00分まで

（持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日を除く平日9時から17時までとする。）

(3) 回答方法

受け付けた質問事項（説明会での質問事項を含む）とそれらに対する回答を集約したものを、令和8年4月14日（火）を目途に、次の県ホームページにて公表する。

滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > CO₂ネットゼロの取組（温暖化対策）
> CO₂ネットゼロ社会づくりに向けた取組

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/305161.html>

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別紙「温室効果ガス排出量可視化支援事業企画提案書（様式）」に基づいて作成した企画提案書

※ 共同企業体（JV）で参加する者は、共同企業体協定書の写し（任意様式）、もしくは

構成員が共同事業者として参画することを証することができる確約書等の書類（任意様式）もあわせて提出すること。

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(3) 提出方法

下記11に示す場所に持参または郵送により提出

（郵便の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。また、郵送した旨を電話で連絡すること。）

(4) 提出期限

令和8年4月27日（月）17時00分（必着）

（持参の場合の受付時間は、土曜日・日曜日を除く平日9時から17時までとする。）

8. 企画提案書の審査および契約予定者の選定

別添「温室効果ガス排出量可視化支援事業委託プロポーザル審査要領」に基づき行う。

9. 契約の締結

県は、上記8により選定した契約予定者と、企画提案に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

10. その他

- ・ このプロポーザルへの参加に係る経費（企画提案書の作成、提出等に要する経費）は、参加者の負担とする。
- ・ 同一の提案者において、2種類以上の企画提案は受け付けない。
- ・ 提出された企画提案書は返却しない。なお、提案書を審査以外の目的に使用することはない。
- ・ 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

11. 問い合わせ先および提案書等の提出先

滋賀県総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課（滋賀県庁本館1階）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3090 FAX：077-528-4808

メール：cg02@pref.shiga.lg.jp